権利擁護支援ネットワーク ニュースレター

第3号 平成31年3月発行

1、成年後見制度 利用促進に向けた意見交換会(第1回)を開催しました。

2月28日(木)総合福祉会館で「成年後見制度の利用促進に向けた意見交換会」が開催されました。 地域連携ネットワークの中核的な役割を担うことが期待されている三士会に加え、家裁・行政・当センタ 一による初の意見交換会は、今後の取り組みの大きな弾みになるものと期待されます。



▲意見交換会の様子

家庭裁判所北見支部からは裁判官や主任書記官など17名に参加いただいたほか、特別ゲストの釧路家庭裁判所小林謙介判事からは「裁判所が考える中核機関とは」をテーマに、利用促進法が施行された背景や後見制度の現状、釧路家裁管内における取り組み状況等が紹介されたほか、当地域における利用促進に向けた一層の取り組みについてエールを送っていただきました。

引き続き行われた意見交換会では、友澤弁護士の進行により家庭裁判所が中核機関に期待する役割や、行政側が抱える課題、また福祉専門職等の立場から感じている制度の利用を阻む要因等について率直な意見が交わされたほか、特に権利擁護の推進に当たり、どこに「目詰まり」があり、その「目詰まり」を解消するうえでどのような課題があるのか、さらには北見市において今後どのような取り組みが必要か、といった点にも話が及ぶなど貴重な意見交換の場となりました。

平成31年度は利用促進基本計画の中間年となりますが、 本人の意思決定を最大限尊重しながら権利を擁護する後見活動を進めるなど、利用者がメリットを実感できる制度・運用 とするため、この意見交換会を今後も継続して開催していく こととしています。

> 本号の掲載内容

- 1、利用促進に向けた意見交換会の開催
- 2、成年後見支援センター運営委員会の取組み
- 3、後見制度ニーズ調査 速報 ②
- ★トピックス★ 教えて!利用促進法のこと

> お知らせ

【市民後見人養成研修修了者向けフォローアップ研修を開催しました】

2月26日(火)に、北見市総合福祉会館で 開催したフォローアップ研修では、医療法人社 団拓美会 玉越病院 岩間 孝介 氏(認定精神保 健福祉士)を講師に迎え「認知症・障がいのあ る方への関わり方〜対人援助の理解〜」につい てお話いただいた後、「生活課題を抱える対象 者について、課題は何か?また、どの様な支援 や対応が考えられるか?」をテーマにグループ で意見を出し合い、考察を深めました。



▲岩間 孝介氏

生活支援員研修会を 兼ねた本研修には3 名が参加され、グロークでは様々な うした。 があるなど、日本は されるなど、日本ない する 変有意義な研修となり ました。

2、北見市成年後見支援センター運営委員会の取組みを紹介します。

成年後見支援センターには、センターのあり方を審議する「運営委員会」 と受任調整を行う「審査検討会」が置かれており、委員として法律や福祉の 専門職をはじめ、関係機関・事業所等の関係者等に参画いただいています。

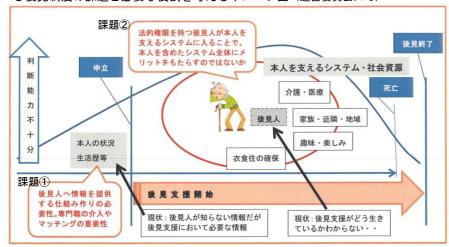
平成26年度の開設以来、これまでに計41回を数えた運営委員会では、 センターの運営に関わる様々な課題はもとより、権利擁護の推進に向けてセンターが果たすべき役割等について幅広くご審議いただいています。

2月7日(木)に開催された運営委員会では、①センターの実績報告②成年後見制度利用実態調査結果について③ネットワーク懇話会の報告④他市の利用促進基本計画策定状況等について⑤次年度のセンター運営方針・事業計画について⑥中核機関に求められる機能とセンター業務の比較などについて、熱心にご審議いただきました。



▲運営委員会の様子

●後見制度の課題と必要な役割を考えるイメージ図 (運営委員会にて)



課題①:後見人は、申立前の本人の状況や生活歴等を把握していないため、後見支援開始において必要な情報が不足必要性:後見人に情報を提供する仕組み作り、専門職の介入とマッチングの重要性
※中核機関に求められる役割

※中核機関に求められる役割 の一つ

課題②:本人を支えるシステムや社会資源に後見人が上手 く入り込めていない

必要性:後見人を含めたチーム支援

※メリットを実感できる制度 の運用に繋がるのではないか

3、成年後見制度の利用に関するアンケート調査 速報 ②

北見市全域の高齢者・障がい者を支援している施設や事業所、後見制度に関わりのある医療機関、市内金融機関を対象にアンケート調査を実施しました。(平成30年9月調べ)

●北見市の成年後見制度の施策に望むもの(複数回答)

(単位:件) 項 高齢者 障害者 病院 Ħ 合計 成年後見制度の情報提供等 34 4 0 38 成年後見制度における講演会や研修会の開催 28 0 2 30 2 社会福祉法人等による法人後見支援の拡充 24 2 28 特にない 17 4 4 25 3 市長申立の普及 14 1 18 市民後見人による後見支援 10 3 1 14 第三者後見人等の候補者の推薦 8 0 1 9 3 その他 0 0 3 138 16 11 165

情報提供や勉強会・研修会を望む要望が最も多い

後見制度の施策に望むこととしては、「情報提供」が最も多く、次いで「講演会や研修による法人後見の拡充」が続き、全体の約6割を占めています。こうした要望は、特に高齢者というま業所等で多く、今後、こちなる普及啓発や情報提供に取り組むことが必要と思われます。

★トピックス★ 教えて!利用促進法のこと

平成28年5月に「成年後見制度の利用促進に関する法律」が施行され、「成年後見制度利用促進基本計画」の策定が閣議決定(平成29年3月24日)となりました。国の基本計画は、全国どこの地域に住んでいても後見制度の利用が必要な人が制度を利用できる体制整備を進める計画です。

また、①判断能力が不十分な方の権 利擁護や意思決定支援を地域で推進 することを重視②保健・福祉・医療 等のネットワークと司法のネットワ ークの協働③対象者と支援者が孤立 しないチーム対応④専門職の協力体 制を確保する「協議会」⑤家庭裁判 所を含めた関係者の連携を確保する 「中核機関」の設置等を策定、整備 していくことが求められています。 そして、国・地方公共団体・関係団 体等は概ね5年間を目途とし、各施 策の段階的・計画的な推進に取り組 み、市町村は国の計画を勘案して市 町村計画を策定することが求められ ています。

